

## 新穂地域づくり協議会災害時協力井戸整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新穂地域づくり協議会災害時協力井戸登録制度実施要綱」に定める災害時協力井戸（以下「協力井戸」という。）の登録を受けた井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、手動ポンプの設置、協力井戸（電動若しくは手動ポンプ又はつるべ等を含む。）の修理又は協力井戸に使用するための発電機の購入（以下「協力井戸の整備」という。）に要する費用の一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助を受けることができる者は、協力井戸の所有者等で、協力井戸の整備をしようとする者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、協力井戸1箇所につき30,000円を限度とし、協力井戸の整備に要する経費に2分の1の額を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害時協力井戸整備費補助金交付申請書（様式第1号）に必用な書類を添えて、新穂地域づくり協議会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 会長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、関係書類を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 会長は、補助金の交付を決定したときは、災害時協力井戸整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、災害時協力井戸整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、協力井戸の整備が完了したときは、災害時協力井戸整備費補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて会長に報告しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第7条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、災害時協力井戸整備費補助金額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による補助金額の確定後に災害時協力井戸整備費補助金請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(維持管理)

第8条 申請者は、補助金により整備した設備又は機器を災害発生時に効果的に利用できるよう、常時良好な状態で維持管理しなければならない。

2 申請者は、補助金により整備した設備又は機器を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

災害時協力井戸整備費補助金交付申請書

年 月 日

新穂地域づくり協議会  
会長 様

（所有者又は管理者）

住 所：佐渡市

氏 名：

電話番号：

下記のとおり災害時協力井戸整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

登録番号	
井戸の所在地	佐渡市
事業費(見積額)	円
交付申請額	円
事業の内容	<input type="checkbox"/> 手動ポンプの設置 <input type="checkbox"/> 修理（ <input type="checkbox"/> 井戸本体 <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ等） <input type="checkbox"/> 発電機の購入
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

※ □内に✓印を付け、必要事項を記載してください。

添付書類

- (1) 見積書
- (2) カタログ等

様式第2号（第5条関係）

災害時協力井戸整備費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

新穂地域づくり協議会  
会長



年 月 日付けで申請のありました災害時協力井戸整備費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知いたします。

記


- 1 補助金交付決定額 千円
- 2 交付の条件
  - (1) この補助金は、申請事業以外に使用しないこと。
  - (2) 補助事業が完了したときは、実績報告書に必要な書類を添えて、延滞なく会長に報告すること。
  - (3) 補助金により整備した設備又は機器を災害発生時に効果的に利用できるよう、常時良好な状態で維持管理すること。
  - (4) 補助金により整備した設備又は機器を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を会長に届け出ること。

様式第3号（第5条関係）

災害時協力井戸整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

新穂地域づくり協議会  
会長 

年 月 日付けで申請のありました災害時協力井戸整備費補助金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、通知いたします。

記

補助金不交付の理由

様式第4号（第6条関係）

災害時協力井戸整備費補助金実績報告書

年 月 日

新穂地域づくり協議会  
会長 様

（所有者又は管理者）

住 所：佐渡市

氏 名：

電話番号：

年 月 日付けで交付決定を受けました災害時協力井戸整備費補助金について、下記のとおり補助事業が完了しましたので、報告します。

記

登録番号	
井戸の所在地	佐渡市
事業費(実績額)	円
事業の実績	<input type="checkbox"/> 手動ポンプの設置 <input type="checkbox"/> 修理（ <input type="checkbox"/> 井戸本体 <input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> つるべ等） <input type="checkbox"/> 発電機の購入
事業完了年月日	年 月 日

※ □内に✓印を付け、必要事項を記載してください。

添付書類


- (1) 領収書
- (2) 写真等

様式第5号（第7条関係）

災害時協力井戸整備費補助金額確定通知書

年 月 日

様

新穂地域づくり協議会  
会長 

年 月 日付けで実績報告のありました災害時協力井戸整備費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知いたします。

記

補助金確定額 千円

様式第6号（第7条関係）

災害時協力井戸整備費補助金請求書

年 月 日

新穂地域づくり協議会  
会長 様

（所有者又は管理者）

住 所：佐渡市

氏 名：

電話番号：

年 月 日付けで補助金額の確定を受けました災害時協力井戸整備費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 千円

2 振込先

金融機関名・支店名	
口座の種類及び番号	普通・当座 No.
(フリガナ)	
口座名義人	